



前号では、「福祉用具専門相談員と福祉用具サービス計画の義務化」について触れましたが、今号ではその後2015年6月に、沖縄県浦添市で貸与事業所に対し行われた「福祉用具貸与計画自己点検」と、「過誤調整による返金事例」について特集いたします。



沖縄県浦添市の 福祉用具貸与計画自己点検

2015年6月、沖縄県浦添市では、福祉用具貸与事業所(48社)に対し「福祉用具貸与計画自己点検」が行われました。下記は浦添市から案内された「福祉用具貸与計画自己点検」の概要抜粋です。

「福祉用具貸与事業所(介護予防を含む)の福祉用具貸与計画書等自己点検について」 ※一部抜粋

作成された福祉用具貸与計画書を利用者(又は家族)に説明し、同意を得て交付されサービス提供となりますが、一連の業務が行われていない状態でサービス提供を行っていた不適切な事案が見受けられました。浦添市では、適正にサービスの提供等が行われ、より良いケアへの向上のため事業所への支援を目的とし、浦添市被保険者へ福祉用具貸与費の算定を行った事業所に対して、介護保険法第23条に基づき、福祉用具貸与自己点検シートを利用した自己点検と書類提出を依頼します。

2.点検における注意

(4)自己点検の結果、算定要件満たさないまま福祉用具貸与費を算定した場合は、過誤調整となります。

※福祉用具貸与自己点検シートに事実と異なる記載などをした場合、監査などの対象になりうることもありますのでご注意ください。

例示

- ・この点検に合致させるために、事後に福祉用具計画書等を作成した場合。
- ・「福祉用具貸与計画の作成、説明、同意、交付」を一部又は全部が実施していない場合又は、事後に実施し、日付を遡って記載した場合。
- ・福祉用具計画書の利用者又は家族へ「説明」をせずに署名を事業所職員が偽造した場合。

つまり、サービス計画がない場合、サービス計画への「同意」が行われていない場合、過誤調整の対象となります。また、自己点検の通知を受けた後に、遡ってサービス計画を作成することも禁止されています。沖縄県浦添市の自己点検では、突然実施されたこともあり、過誤調整の対象となり返金が行われた事例も多数発生しました。

過誤調整による返金例

サービス計画上、介助式車いすを使用と書かれていたが、実際には自走式車いすを使用していた。計画書と事なる商品を使用していたため過誤調整となった。
※ケアマネジャーの要請で自走式に変更することになったが、計画書の訂正を忘れてしまった為

今後、他都道府県にて同様の自己点検が行われる可能性もあり、日頃からのサービス計画書作成の重要性がうかがえます。

[参考]沖縄県浦添市HP：「福祉用具貸与事業所(介護予防を含む)の福祉用具貸与計画書等自己点検について」

★次号★ 「福祉用具サービス計画作成のポイント」 2017年 1月発行予定!